

中小企業情報

CCIいみず

2026年2月号

~会員の皆様に有益な情報を届けします~



発行所

射水商工会議所／中小企業相談所

〒934-0011 射水市本町2丁目10-30

TEL 0766-84-5110 FAX 0766-84-5245

ホームページ : <https://imizucci.jp/>

決算・確定申告相談窓口のご案内

決算の方法、決算書・確定申告書の書き方、消費税申告書の書き方、その他の納税申告についての税務相談を税理士及び経営指導員等が各種相談無料で行っておりますので、お気軽にご相談ください。

本所相談期間 令和8年 2月16日(月)～3月13日(金)
(平日) 9:00～12:00 / 13:00～16:00

申告期間

所得税及び復興所得税・贈与税

3月16日(月)までに申告・納税

個人事業主の消費税及び地方消費税

3月31日(火)までに申告・納税

会場 射水商工会議所 相談室

税務相談員による相談日程 ➤ 【時間】13:00～16:00 ※1枠30分

税務相談員による
相談予約▶



月 日	相談員	月 日	相談員
2月17日(火)	中野 岳 税理士	3月3日(火)	後谷 誠二 税理士
2月19日(木)		3月5日(木)	荒谷 進 税理士
2月24日(火)	加治 功 税理士	3月10日(火)	後谷 誠二 税理士
2月26日(木)		3月13日(金)	福田 千尋 税理士

本所職員による相談 ➤ 【時間】9:00～12:00 / 13:00～16:00 ※1枠1時間厳守

*税務相談員及び職員による相談は事前予約制です。

*電話及び申込フォームにて予約を受け付けます。

*スムーズな相談のため、事前に決算書、収支内訳書を完成させてお持ちください。



本所職員による
相談予約▶

申告書類に必要な書類

- 税務署から送付してきたハガキまたは決算申告書類
- 昨年分の決算書確定申告書控え
- 前年中の収入や必要経費が分かる帳簿類
 - 現金出納帳、経費帳、買掛帳、売掛帳 等
 - 給与、公的年金所得の場合 源泉徴収票(または給与支払証明書)
- 各種控除証明書
 - 国民年金、健康保険、生命保険、地震保険、小規模企業共済 等
 - 住宅借入金等特別控除を受ける場合は関係書類
 - 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かる書類
- 本人確認書類
 - ①マイナンバーカード または
 - ②番号確認書類(通知カード・住民票の写し等) +身分確認書類(運転免許証・公的医療保険の被保険者証等)

※e-taxによる電子申告が
推奨されています。

マイナンバーカードがあればでき
ますので、利用者証明用電子証明
書暗証番号(数字4桁)、署名用電
子証明書暗証番号(6～16文字の
英数字)をお持ちください。

e-tax情報

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。

★令和8年1月から「iPhoneのマイナンバーカード」に対応

★マイナポータル連携が拡大

「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができます。Androidではすでに利用可能になっていますが、令和8年1月からiPhoneにおいても「iPhoneのマイナンバーカード」を利用することで、本人認証時の手間がかからず、よりスムーズに申告いただくことができます。詳しくは、デジタル庁HP「スマートフォンのマイナンバーカード」をご確認ください。

☆マイナポータル連携を利用する方が増えています！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や医療費、ふるさと納税などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票^{*1}
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

控除関係

- 医療費^{*2}
- ふるさと納税
- 社会保険
(国民年金保険料等)^{*2}
- 生命保険・地震保険^{*2}
- iDeCo
- 住宅ローン控除関係

など

*1 自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。
*2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができますご家族の証明書を取得することができます。

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



↓ 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等を書面提出（送付）する場合は、申告書等の提出用のみを提出（送付）してください。必要に応じて、ご自身で申告書等の控えの作成・保有や、提出年月日については申告書等の控えへ記載するなどの記録・管理をお願いします。なお、令和7年1月以降、当面の間、「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を收受した「日付」や「税務署名（業務センター名）」を記載したものを、希望者にお渡ししています。

►本所経由で書面提出の方で、「リーフレット」が必要な方は、提出時に切手代（110円）をお持ちください。



◀詳細はこちら

收受日付印に代わる公的証明書の取得や確認手段として国税庁からはe-Taxによる申告等が提示されています。

\ 2025年分申告にかかる留意事項 /

1 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

- (注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

3 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

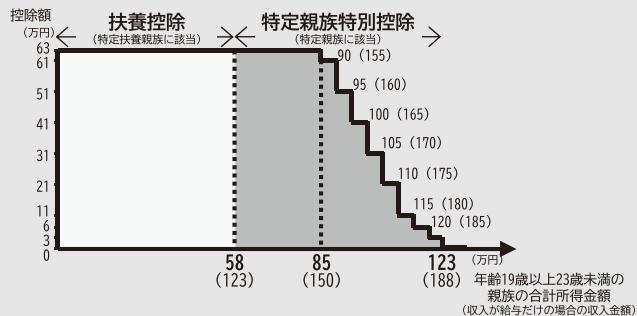
4 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

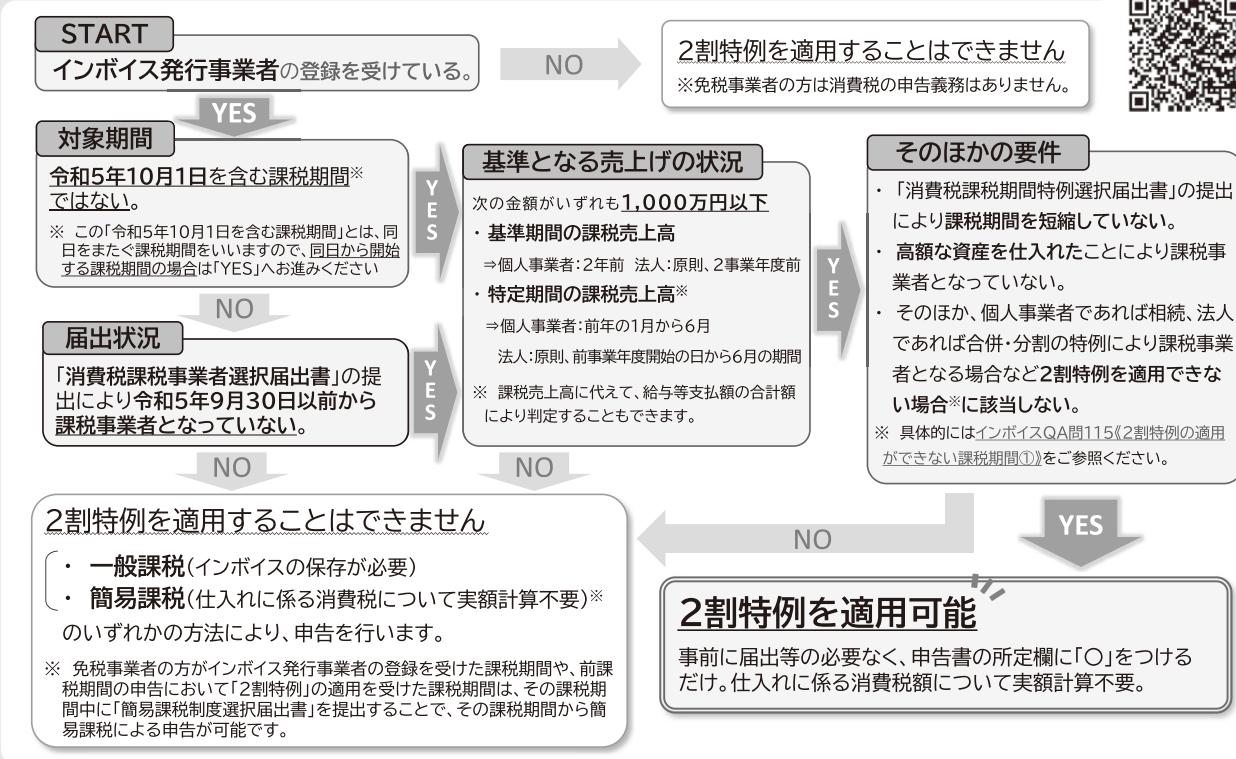


インボイス2割特例について

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができます。

(令和5年分から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)

\ 詳細はこちら /



金融関係

主な公的融資制度の利率

(令和8年2月1日現在)

資金名	利率(年)
日本政策 金融公庫 (国民生活事業)	マル経融資 2.30%
	普通貸付 2.20~4.70%
富山県	小口事業資金 1.80%以内
射水市	中小企業振興資金 1.80%以内

令和8年1月からの源泉徴収事務について

check

- 令和7年分までの扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになりましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

【源泉控除対象親族】

- ①控除対象扶養親族
 ②所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人上の①または②いずれかに該当する人

- 令和8年分の「源泉徴収税額表」は改正されており、扶養親族等の数の算定方法や税額が令和7年分と異なりますのでご注意ください。

令和7年分の確定申告について

自宅等からのe-Taxが便利です。

Point 1 スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、自動で申告内容に反映します。



国税庁確定申告書等作成コーナー

Point 2 青色申告決算書・収支内訳書の作成、消費税の申告書・贈与税の申告書の作成にも対応しています。

Point 3 マイナポータルとの連携で自動入力できる情報があります。
(公的年金などの源泉徴収票、国民年金保険料など)

今後も順次拡大予定!



スマホでサクッと♪
入力画面が見やすくなりました！

「確定申告書等作成コーナー」の使い方に関するお問合せ
(事前準備、送信方法、エラー解消など)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日および12月29日~1月3日を除く)

※受付時間は時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

※上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の電話料金となります)。

高岡税務署